

越前市地域福祉計画<令和6年度～令和10年度>概要版

計画の根拠、総合計画・基本構想との関係

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画。

市総合計画・基本構想に掲げたふるさとづくりの理念「幸せを実感できる ふるさと ～ウェルビーイングの越前市～」を実現するために、地域福祉の方向性を示します。

前計画は、平成31年度～令和5年度の5年間。

本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、包括的な支援体制の整備が必要であり、その具体的な手法として重層的支援体制整備事業を盛り込んでいます。

また、本計画を福祉施策における個別計画の上位計画として位置づけ、本計画と個別計画とは、地域福祉の理念を共有します。

課題の把握と意見聴取

○市民アンケート調査の実施（アンケート結果より）

- ・孤独を感じたことがある割合：39.4%
- ・町内や地域に愛着がある割合：57.4%
- ・近所の人と付き合いがある割合：55.2%
- ・相談相手がいる割合：90.4%

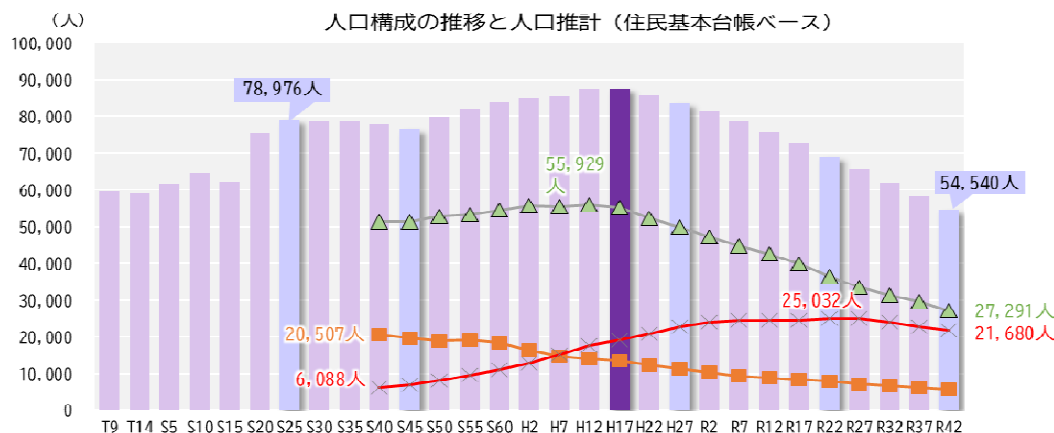
○市民・関係団体からの意見聴取

- ・地域の会議（地区福祉ネットワーク会議、第2層協議会等）
- ・福井県立大学の学生
- ・障がい児・者、不登校・ひきこもりの親の会と障がい者本人
- ・外国籍市民（学習支援、コミュニティの場） 等

地域福祉を取り巻く現状と課題

越前市の人口の予測

少子高齢社会が進行し、人口減少社会が本格化する見通しで、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。



（出典：「国勢調査」、越前市窓口サービス課「住民基本台帳人口」、国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（2013.3公表）

市民・関係団体からの意見

- ・障がい者や外国籍児童の休日や放課後の居場所がない
- ・国籍の違いによる理解がない場合がある
- ・障がい者や高齢者等の活躍・活動の場が制限される
- ・障がい者や高齢者等の、交通手段、移動手段が足りない
- ・利用できる福祉サービスが無い場合の家族負担が大きい
- ・災害時に障がい者が避難所で過ごすことができるか不安
- ・障がいのある子が、学校入学時や卒業時に支援が途切れてしまう

「主な取組み」へ反映

越前市地域福祉計画<令和6年度～令和10年度>の内容

基本理念

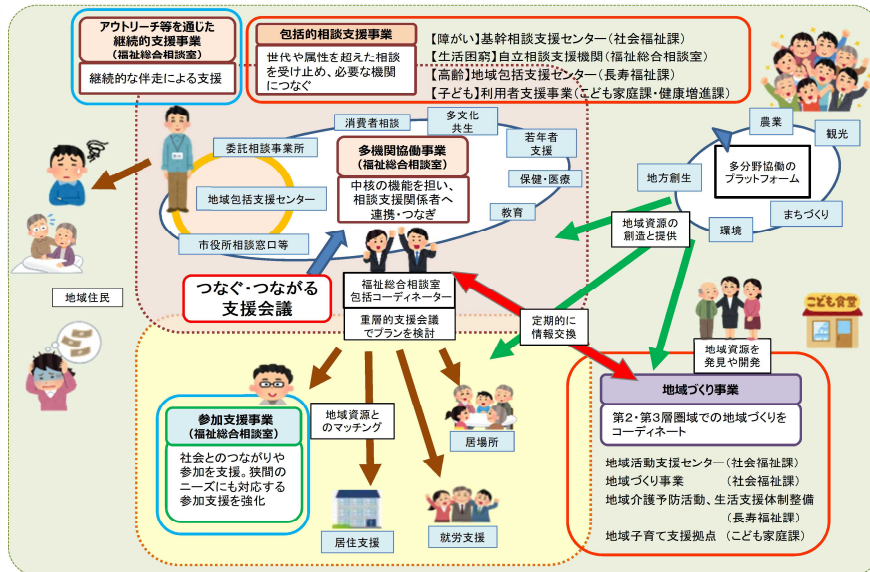
ともに生きる 福祉でまちづくり

わたしたちの幸福実感（ウェルビーイング）を最大化するという視点から、地域の人とつながり、自分らしく居られる「居場所」と、自分の可能性を引き出し表現できる多様な「活躍の場」という2つの場を創出し、「幸せを実感できる ふるさと」を目指します。

本市は、前計画に引き続き、行政・関係機関・地域住民等あらゆる人や団体がつながり、支え合い、地域共生社会の実現に向けた「ともに生きる 福祉でまちづくり」を推進します。

越前市の包括的な支援体制

越前市における重層的支援体制整備事業のイメージ



計画の基本目標と体系

基本目標 1

ともに
支え合うまち

- つながりの醸成
- 地域のネットワークづくりの推進
- 地域の中で支え合える人材育成の推進

基本目標 2

お互いを
認め合うまち

- 対等な関係づくり
- 多様な活躍の場や居場所づくり
- 人と社会をつなぐ支援

基本目標 3

支援が必要な人
や支援者を支える
体制がある
まち

- 包括的な相談体制の充実とつながるしくみづくり
- 分野を超えた支援と多機関協働の体制づくり
- 相談支援に携わる専門職の人材育成
- 再犯防止の推進【越前市再犯防止推進計画】
- 自殺対策の推進【越前市自殺対策計画】

基本目標 4

安全で安心して
快適に暮らせる
まち

- ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり
- 災害時の支援体制づくり
- 防犯・事故防止・消費者被害対策

基本目標 5

育ちをつなげ
自立を支える
まち

- 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり
- 「縦横連携」によるライフステージごとの個別支援の充実

計画の特徴と主な取組み

特徴

- 本市の強みである地域住民による地域力の活用
- 多様性を生かした共生社会の実現
- **分野を超えた支援と多機関協働の体制の整備**
- **支援者を支える体制の整備**
- 縦横連携による切れ目ない支援体制の整備

主な取組み

※ 本計画のポイント
※ 市民等からの意見を反映した取組み

- ① **地域住民がともに支え合える地域力の向上を図る**
 - ・ 地域の中での孤立を防ぎ、誰もが人や地域とつながる「顔の見える関係づくり」を推進
 - ・ 町内福祉連絡会や地区福祉ネットワーク会議等の地域で情報を共有できる場において、気がかりな人を把握し、地域全体で見守る体制づくりを推進
- ② **お互いを認め合い、多様性を生かした共生社会の実現に取り組む**
 - ・ 年齢、性別、国籍等の違いや障がいの有無等を理解し、互いを認め合うまちの実現
 - ・ 世代や属性を超えて活躍・交流できる場や居場所づくり
- ③ **支援が必要な人や支援者を支える体制作りに取り組む**
 - ・ 単独の相談支援機関では解決が難しい場合は、他分野の支援機関と連携した支援を実施

- ・ 地域住民に身近な場の各相談窓口で、**本人や世帯の属性・年代・相談内容に関わらず、相談を包括的に受け止める**
- ・ 一人ひとりの状況に応じ、**課題に早期に気付き支援につなげる体制づくりを推進**
- ・ **分野の枠を超えて多機関が協働し、支援者が一人で抱え込まないようチーム体制で支援を行い、支援者を支援する**
- ・ 既存の制度では対応できない、**制度や年齢の狭間のニーズに対する支援を実施**
- ・ 罪を犯した人の社会復帰の支援と再犯防止
- ・ 誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり

- ④ **安全で安心して暮らせる体制をつくる**
 - ・ 誰もが利用しやすい新たな公共交通の実証実験の実施
 - ・ 災害時等の緊急時に、支援や配慮が必要な人に的確な対応ができる体制を強化
- ⑤ **縦横連携による切れ目ない支援体制の整備**
 - ・ 保健、医療、福祉、教育及び就労の関係機関の「横」の連携と、育ちや支援をつなぐ「縦」の連携による、切れ目ない支援体制づくり
- ⑥ **重層的支援体制整備事業の実施**
 - ・ 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備

計画の推進

- ・地域住民が進めるもの、自治振興会や町内会などが中心となって進めるもの、行政や専門機関などが進めるものを役割分担し、ネットワークを組み、協働して事業を推進します。
- ・市社会福祉協議会と協働し、福祉コミュニティの形成を目指し、令和6年度改定の「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。
- ・本計画を関係団体、専門機関などへ配布するとともに、市広報やホームページなどにより、広く市民に周知を図ります。

基本目標1：ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）

指標	基準 (令和5年度)	目標 (令和10年度)
近所の人とあいさつを交わせる割合 【アンケート実施】	90%	90%以上
困った時に助けてくれる人がいる割合 【アンケート実施】	95.6%	98%
町内における見守り体制の構築割合	97%	100%

基本目標2：お互いを認め合うまち

指標	基準 (令和5年度)	目標 (令和10年度)
本市に住み続けたいと思う外国人市民の割合【アンケート実施】 (市多文化共生推進プラン)	61.6%	75%

基本目標3：支援が必要な人を支える体制があるまち

指標	基準 (令和5年度)	目標 (令和10年度)
気がかりな人を見つけた際に連絡や対応することができる割合【アンケート実施】	73.3%	100%
※相談支援により良い方向に変化が見られた割合	70.8%	80.0%
※自殺死亡率（市自殺対策計画）	14.3 (H27)	11.0以下

※プラン作成し評価を実施した人に対する割合 ※人口10万人当たりの自殺者数

基本目標4：安全で安心して快適に暮らせるまち

指標	基準 (令和5年度)	目標 (令和10年度)
災害時に避難支援を必要とする人を支援できる割合【アンケート実施】	22.5%	70%
避難行動要支援者に対する支援者の登録割合	48%	100%

基本目標5：育ちをつなげ自立を支えるまち

指標	基準 (令和5年度)	目標 (令和10年度)
本市で子育てをしたいと思う保護者の割合【アンケート実施】		100%